

平成二十年六月十日受領
答弁第四六六号

内閣衆質一六九第四六六号

平成二十年六月十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問に対する答弁書

一、四から六まで及び八について

先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三七八号）の一から八までについて等で累次にわたってお答えしているとおり、外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書（平成十八年四月二十七日提出質問第二四二号）が提出されて以降、外務省大臣官房において当時報道課で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、また、御指摘の局長に確認した結果、御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は確認されていない。これ以上の調査の内容については、記録は作成していないため、お答えすることは困難である。

外務省としては、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六六号）の四について等で累次にわたりお答えしているとおり、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。

二及び三について

御指摘の質問については、御指摘の「白紙領収書」に関する調査をだれが行ったのかとのお尋ねであると認識し、記録が作成されていなかったことから、お答えできなかつたものである。調査を行った者についてのお尋ねであれば、この理由からお答えすることは困難である。

七について

御指摘の外務省ホームページの見解については、先の答弁書（平成二十年五月十三日内閣衆質一六九第三三〇号）の三について等で述べた理由から決定したものであり、御指摘のように外務省の対応に矛盾があるとは考えていない。